

「トイレの便器数に係る基準と適用のあり方に関するガイドライン（案）」
に関する意見募集の結果について

令和 8 年 6 月 1 2 日
国土交通省総合政策局

国土交通省では、令和 8 年 3 月 2 7 日(金)から 4 月 2 6 日(日)まで、「トイレの便器数に係る基準と適用のあり方に関するガイドライン（案）」に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、351 の個人・団体から 370 件の御意見等が寄せられました。

寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方を、別紙のとおりまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

1. 実施方法

- ① 募集期間：令和 8 年 3 月 2 7 日(金)～令和 8 年 4 月 2 6 日(日)
- ② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び国土交通省のホームページでの周知
- ③ 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、電子メール及び郵送

2. 意見数

提出意見数 370 件※（提出者・団体数 351 の個人・団体）

※ 1 件の提出意見に複数の意見が含まれる場合もあります。

3. お問い合わせ先

国土交通省総合政策局共生社会政策課 意見募集担当

電話番号：03-5253-8111（内線：25-528、25-529）

御意見の概要と御意見に対する考え方

- ・351の個人・団体から合計370件の御意見等をいただきました。
- ※ 1件の提出意見に複数の意見が含まれる場合もあります。
- ・とりまとめの都合上、同趣旨の御意見は適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。
- ・本件と直接の関係がないため掲載しなかった御意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
ガイドライン全体		
1.	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの内容は、男性を差別するものとなっており、取り下げるべきではないか。 ・ガイドラインの内容は、女性偏重とするのではなく、全体のバランスをとるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインは、男女を問わず誰もが安全で快適にトイレを利用できる環境の実現を目指し、トイレの行列問題の改善に向けた対応方針を示すものとしております。 ・トイレの便器数に関する基準の点検・見直しを行う際の基本的な考え方においては、p.13のとおり「前提として、男女を問わず快適にトイレを利用できる基準とすることが重要」とするなどしており、どちらか一方が快適に利用できるようにすることを目指すものとしておりません。
2.	<ul style="list-style-type: none"> ・「誰もが」や「平等」ではなく、女性の尊厳が守られるようにトイレを整備すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレは、男女を問わず利用されるものであり、男女を問わず誰もが安全で快適に利用できることが重要であると考えております。また、「誰もが」という表現においては、男性・女性に限らず、車椅子利用者などの多様な利用者も含まれます。
3.	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレで問題になるのは待ち時間であり、行列の長さではないため、「行列」とされている箇所は「待ち時間」と記載すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインでは、文章の分かりやすさの観点等から「行列」と「待ち時間」を使い分けております。その上で、今後の対応方針（p.13～14など）を示している部分においては、「行列の長さ」ではなく、「待ち時間の長さ」に着目した内容としております。
4.	<ul style="list-style-type: none"> ・男女で平等にするのであれば、男性用トイレも全て個室にすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設管理者等による判断の1つとして、男性用トイレを全て個室にすることも考えられる一方、男性用トイレの小便器には、小用時に短時間で利用を

		<p>することができ、回転率が高いという利点等があることから、今後も多くのトイレが個室と小便器の組み合わせで整備されることが想定されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他方で、ガイドラインでは、男性の小用時における大便器と小便器の利用意向等を踏まえ、p. 13 のとおり「男性用トイレにおける大便器数と小便器数の比についても、改めて検討することが必要」としているところです。
5.	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女問わず」ではなく、「性別問わず」へ変更すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在整備されている多くのトイレが男女別トイレであること等を踏まえ、ガイドラインは主として男女別トイレを前提とした内容としており、ガイドラインの分かりやすさの観点から原案のままとさせていただきます。
6.	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインは、女性用トイレの行列が長年の課題になっていることを正面から取り上げ、便器数の基準やその考え方を見直そうとしている点は評価できるが、少し抽象的であり、現場の裁量に委ねられてしまうのではないかと印象を受けた。理念の提示に留めるのではなく、男女別トイレを基本としつつ、女性便器の優先的拡充と補助設備の整備を組み合わせるという基本方針を明確に書き込むべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレの便器数に関する基準の点検・見直しを行う際の基本的な考え方においては、p. 13 のとおり「前提として、男女を問わず快適にトイレを利用できる基準とすることが重要」とするなどしており、どちらか一方ではなく、男女を問わず快適に利用できることが重要であると考えております。 ・その上で、p. 13 のとおり「男女の性差を踏まえ、トイレの待ち時間が平等になるように、原則として、利用者が概ね男女同数である施設においては女性便器数が男性便器数（大便器と小便器の合計）以上となる基準とすること」としてしております。これを踏まえ、基準の点検・見直しが行われ、各施設において女性便器数が不足していると判断される場合は、不足分の女性便器の増設等を検討する必要があると考えております。 ・その他、p. 14 のとおり「他方で、待ち時間を減らす観点からは、個室における化粧やスマートフォンの利用等の行動を控えるよう行動変容を促すこと等が重要」としており、基準の点検・見直しと併せて、補助設備の整備を含む第3章で示すような取組を推進することとしております。
7.	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの実効性を担保するため、将来的な法令上の義務化を見据えたロードマップを明示すべきではないか。 ・「利用者が概ね男女同数である施設においては女性便器数が男性便器数以上となる基準とすること」には賛同する一方、法的拘束 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインは、令和7年7月に開催された「女性用トイレにおける行列問題の改善に向けた関係府省連絡会議」で示された対応方針の1つである「トイレの設置数に係る基準の点検・見直し」に対応するものとして、基準の点検・見直しを行う際の基本的な考え方等を取りまとめたものとしております。

	<p>力がないため、実質的な改善につながらない懸念がある。そのため、新設・改修等における数値目標の設定や、適合状況の公表・見える化などを通じて、実効性を担保する仕組みの導入を検討すべきではないか。</p> <p>・一定規模以上の既存施設に対しては、各施設管理者へ改善計画の策定・公表を義務付けるべきではないか。</p>	<p>そのため、まずはガイドラインで示している基本的な考え方を踏まえ、基準を策定する学会や行政、施設管理者等において、基準の点検・見直しが行われることが重要であると考えております。</p> <p>・なお、ガイドライン公表後の対応として、p. 28 のとおり「行列問題の改善状況をフォローアップしながら、必要に応じて関係者の協力も得た上で、継続的な見直しを図ってまいります」としており、フォローアップの状況等を踏まえ、引き続き対応を検討してまいります。</p>
8.	<p>・ガイドラインに法的強制力はないと理解しているが、事業者に過度な負担が生じたり、費用負担ができずにトイレを閉鎖したりすることにならないように、配慮すべきではないか。</p> <p>・ガイドラインを参考にした結果、便器の増設が困難な場合に、トイレの待ち時間の平準化を図るために一部の便器を閉鎖する可能性があることに留意すべきではないか。</p>	<p>・ガイドラインで示しているトイレの便器数に関する基準の点検・見直しを行う際の基本的な考え方に適合させようとして、利用可能なトイレの一部を閉鎖すること等は望ましくないと考えており、適切に周知等に取り組んでまいります。</p> <p>・ガイドラインでは、p. 20 のとおり、既存施設で予算的な制約等によって便器の増設が困難である場合は、建替え等の際に改善を図ることが求められることや、p. 21 のとおり、改修により便器の増設が困難な場合は、実施可能な取組から順次取り入れることが重要であること等について記載しているところであり、便器の増設が困難な施設においては、その状況に応じて適切な対応がとられることが必要であると考えております。</p>
はじめに		
9.	<p>・イベント開催時の記載が不足しているのではないか。</p>	<p>・p. 1 の脚注 2 のとおり、イベント開催時における仮設トイレについては、令和 7 年 7 月以降に関係府省から関係団体等に対し、事務連絡を発出することにより、女性用トイレへの配慮（トイレ設置数や設置エリアの工夫、トイレの柔軟な一時転用及び混雑緩和のための案内・情報提供）を呼びかけております。</p>
10.	<p>・トイレの行列問題は、都市部の施設のトイレやイベント時の仮設トイレなどの限定的なものであるため、平時に問題のない施設も含めてガイドラインの対象とすべきではない。</p>	<p>・ガイドラインを踏まえ、平時に問題のない施設で対策を講じるか否かは、各施設管理者等において適切に判断されるべきものと考えております。</p>

11.	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法に基づく事務所衛生基準規則についても見直すべきではないか。 ・発電所や大規模工場などの「大規模事務所」なども対象として明示するか、準用することを推奨すべきではないか。 ・「特定の者のみが利用する施設や利用者が少数に限られる施設のトイレ」を対象外とするのではなく、ガイドラインを踏まえた改善が図られるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の者が利用する施設のトイレに限らず、トイレの行列問題の改善が図られることは重要であると考えております。一方、ガイドラインの策定にあたっては、トイレの行列が主に発生する不特定多数の者が利用する施設のトイレを対象に調査・検討を行ったことから、それ以外の特定の者のみが利用する施設のトイレ等は対象外としているところです。 ・特定の者のみが利用する施設のトイレ等は、利用者が特定の属性に偏ることにより、利用のされ方が不特定多数の者が利用する施設のトイレと大きく異なることも想定され、ガイドラインの示す対応方針を適用することが適切ではない場合もあり得ると考えております。
12.	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店やコンビニ、商業施設のトイレでは、「男女兼用」と「女性専用」が1つずつ整備されている場合がある。また、車両や施設のトイレでは、「男女兼用」と「男性専用」が1つずつ整備されている場合がある。そうしたトイレも考慮すべきではないか。 ・コンビニのトイレでは、1つのみの場合は「男女兼用」とし、2つの場合は「男女兼用」を2つ又は「男性専用」と「女性専用」を1つずつ、3つの場合は「男女兼用」を3つ又は「男女兼用」と「男性専用」と「女性専用」を1つずつとすべきではないか。 ・どのトイレにおいても、「男性専用」、「女性専用」、「バリアフリートイレ」が1つずつ整備されるべきではないか。また、「男性専用」においては、大便器と小便器が1基ずつ設置されるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインでは、トイレの行列が主に発生する不特定多数の者が利用する施設のトイレを対象に調査・検討を行ったことから、利用者が少数に限られる施設のトイレ（飲食店やコンビニ等の小規模なトイレ）等は対象外としております。 ・いただいたご意見については、今後の施策の検討・立案において参考とさせていただきます。
第1章 現状と課題		
1. 行列の実態と特徴		
13.	<ul style="list-style-type: none"> ・p.2の表1-1について、n値を入れるべきではないか。また、「数値は全国の回答者全体の結果であり、地域によりバラつきがある。」等の注釈を入れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘を踏まえ、n値を追記しました。なお、表1-1は、男性と女性の回答の違いを示すことを目的としたものであるため、原案のままさせていただきます。

14.	<ul style="list-style-type: none"> ・ p. 2 の表 1-1 について、コンビニの数値が、H28・R7 とともに男性の数値の方が上回っていることについて、明記すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘のとおり、コンビニや公園等のトイレにおいては、男性の数値が女性の数値を上回っております。一方、駅、駅以外の交通施設、大規模商業施設のトイレにおける女性の数値のように、約半数の人が不便・不満・不安と感じているものと比較して、相対的に数値が低いことから、原案のままとさせていただきます。
15.	<ul style="list-style-type: none"> ・ p. 2 について、「女性用トイレの行列問題は長きにわたり指摘されていますが」とあるが、誰が指摘しているのかを示すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレの利用者や報道機関など、多岐にわたる主体より指摘されていることは明らかであり、原案のままとさせていただきます。
16.	<ul style="list-style-type: none"> ・ p. 2 について、「(1) 行列に並ぶことに対する不便・不満・不安」において、「行列の長さ・頻度」や「待ち時間」などを不便さの指標とすることの危険性の明記をすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレの行列に伴う待ち時間の発生等により、実際に男女を問わず社会・経済の面で少なくない機会損失が発生していると考えられることから、行列の長さ・頻度や待ち時間を不便さの指標とすることは問題ないと考えております。
2. 便器数の実態		
17.	<ul style="list-style-type: none"> ・ p. 4 の表 1-4 について、便器数の実態調査のサンプル数が少ないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係府省、関係部局と連携の上、可能な限り、地域や年代に偏りのないように実態調査を行ったところ です。ご指摘のとおり、一部サンプル数の少ない施設(映画館、美術館・博物館)はございますが、便器数の実態に関する全体像を把握するために必要なサンプル数は得ることができたと考えております。
18.	<ul style="list-style-type: none"> ・ p. 4 の表 1-4 について、駅や空港における便器数の比は、現在の利用者構成を踏まえると適切とは言い難いことから、現状の課題として強く位置付けるべきではないか。 ・ 便器数の男女比が 1 以下となっている施設に対して、緊急対策を講ずることが重要ではないか。その上で、公共施設における新設・改修の基準の設定を設けるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドライン公表後、各施設管理者等に対し、ガイドラインの周知等を図るとともに、便器数の実態を踏まえた働きかけを講じてまいります。なお、実態調査を行った全ての施設において、行列が発生しているわけではないことに留意することも必要であると考えております。 ・ また、ガイドラインは、トイレの便器数に関する基準の点検・見直しを行う際の基本的な考え方等を取りまとめたものであり、各施設における基準は、基準を策定する学会や行政、施設管理者等によって、適切に設定されるべきものと考えております。
19.	<ul style="list-style-type: none"> ・ p. 4 の表 1-4 について、既存施設の便器数は施設利用者の男女比 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘の点については、p. 7 のとおり「建築当初に男性利用者が多かったこと

	<p>率を踏まえたものとしている可能性もあるため、その旨を記載すべきではないか。</p>	<p>を前提として便器数が設定されていたことが一因であると考えられます」としております。</p>
20.	<p>・p.4の表1-4について、どのようにみればよいのか分かりにくい ため、脚注をつけてほしい。</p>	<p>・ご指摘を踏まえ、p.4の脚注9のとおり「男性便器数と女性便器数の比が、1以下の場合には女性便器数が男性便器数以下であることを示し、1以上の場合には女性便器数が男性便器数以上であることを示します」と追記いたしました。</p>
<p>3. 行列の要因</p>		
21.	<p>・p.6について、行列の要因として「女性の社会進出」が記載されているが、それは過去と比べて便器数の男女比がどうなっていたかと合わせて検討が必要であり、行列の要因としては不適切ではないか。</p>	<p>・便器数の実態調査では、多くの施設で女性便器数が男性便器数以下となっている状況が確認されています。ご指摘のとおり、これは建築当初に男性利用者が多かったことを前提として便器数が設定されていたことが一因であると考えられます。その上で、女性の社会進出が進むことにより、女性が外出先でトイレを利用する回数が増加していることが考えられ、男女の便器数が利用者構成と乖離しているおそれがあることから、行列の要因の1つとして女性の社会進出を挙げているところです。</p>
22.	<p>・p.6の表1-6について、脚注に「最新の調査は、令和3年になりますが、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、平成27年の結果を用いて比較しています」とあるが、平成27年は11年前であり、これをもって増減率を提示するのは無理があるように思う。令和7年の結果はまだ公開されていないようだが、この部分のみ抜粋して掲載してはどうか。</p>	<p>・ご指摘のとおり、平成27年と令和7年では状況が異なることも想定されますが、女性の社会進出が進み、ここ数十年で女性が外出する機会が増加しているという大きなトレンドを示すことを目的としていることから、原案のままとさせていただきます。</p>
23.	<p>・p.7について、「女性便器」は「女性大便器」とすべきではないか。</p>	<p>・女性用トイレの女性便器は、男性用トイレの男性大便器・男性小便器のように、排便・排尿で分かれていないことから、原案のままとさせていただきます。</p>
24.	<p>・p.7について、男性大便器、男性小便器、女性便器で占有時間が示されているが、女性便器は排便・排尿を兼ねるものであり、適切に評価できていないのではないか。女性便器の排便・排尿に要する時間を調査する必要があるのではないか。</p>	<p>・現状の男性大便器、男性小便器、女性便器の占有時間でも、排便と排尿による利用回数（排便と排尿の頻度）を考慮することにより、適切に評価することは可能であると考えております。</p>

25.	<ul style="list-style-type: none"> ・ p.9 の図 1-6、1-7 について、女性用トイレにおける行列は、個室で化粧やスマートフォンの利用等によるものではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化粧やスマートフォンの利用等の行動を控えるよう行動変容を促す必要がある一方、女性の社会進出やトイレの利用環境の変化等を踏まえた便器数の見直しも必要であると考えております。 ・ ガイドラインでは、便器数の基準の点検・見直しと併せて、行動変容の促進などの行列問題の改善に向けた取組を実施することが重要であるとしているところです。
26.	<ul style="list-style-type: none"> ・ p.9 の図 1-6、1-7 について、便器数の違いが利用行動に影響を与えている可能性があることを踏まえ、基準のあり方との関係性を明示する脚注を追記すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状、便器数の違いが利用行動に影響を与えているか否かは定かではないため、原案のままとさせていただきます。
27.	<ul style="list-style-type: none"> ・ p.9 の図 1-6、1-7 について、女性の方がスマートフォンの使用率が高いことを記載すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「スマートフォン・携帯電話やタブレット等の操作」の項目については、男性の割合の方が高い結果となっております。
28.	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行列の要因として、「超高齢社会における高齢者の外出頻度の増加」を考慮すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレの占有時間の増加等の背景として、高齢化が影響している可能性もある一方、年代別の占有時間等について十分に把握できていないため、行列の要因として明示的に記載していないところです。 ・ いただいたご意見については、今後の施策の検討・立案において参考とさせていただきます。
29.	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行列の要因として、「連れトイレ」や「念のためトイレ」により、必要以上にトイレに行き、待ち時間が長くなっていることを考慮すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘の内容については、トイレの行列に影響を与えているか否かは定かではないため、原案のままとさせていただきます。
30.	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性の社会進出のせいで行列が発生していると解釈されてしまうため、待ち行列モデル (m/m/1) を活用するなどして、表現を改めるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘の点については、p.7 のとおり「女性の社会進出が進んだ現在では、男女の便器数が利用者構成と乖離しているおそれがあり、改めて適正な便器数について検討が求められていると考えられます」としており、女性の社会進出を踏まえた適正な便器数の検討が必要であるという方針としていることから、ご指摘のような解釈には至らないと考えております。
4. 便器数に関する基準		
31.	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外の基準について、定量的な待ち時間削減の効果や利用者の満 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年の在外公館を通じた調査の回答によれば、韓国では、基準の導入以

	<p>足度の調査等に関する調査を行っているのか。</p>	<p>降、休暇期や特定の一時的な利用集中を除き、恒常的な設備不足による女性用トイレの行列問題は生じていないとのこと。また、台湾では、基準改正以降、新施設では待機時間の改善がみられ、それ以前に建築された建物についても、特に公共施設については改修して待機時間解消に努めているとのこと。</p>
32.	<p>・韓国とアメリカ・メリーランド州の基準は、例えば、女性便器数が10、男性便器数が1であっても違反にならないものであり、男女平等の基準となっていないため、削除すべきではないか。</p>	<p>・ p. 10 の表 1-9 では、基準の適用方法によらず、あくまでも不特定多数の者が利用する施設のトイレを対象とし、男女別の便器数を規定している海外の基準をそのまま掲載しております。</p> <p>・ なお、ガイドラインでは、p. 13 のとおり「前提として、男女を問わず快適にトイレを利用できる基準とすることが重要」とするなどしており、どちらか一方が快適に利用できるようにすることを目指すものとしておりません。</p>
33.	<p>・女性の社会進出という観点からは、ジェンダーギャップ指数で上位である北欧を参考にすべきではないか。</p>	<p>・令和7年の在外公館を通じた調査の回答によれば、スウェーデンでは、女性用トイレの行列はよく認識されている一方、男女の便器数に関する法令上の基準はないとされています。</p>
<p>5. 面積的・予算的な制約、設備上の制約</p>		
34.	<p>・ p. 11 について、「基本的に直接的な利益を生まないため」とあるが、「生まない」と言い切るのではなく、「直接的な利益に繋がりにくい」という表現にした方が現実に即しているのではないか。</p>	<p>・ ご指摘を踏まえ、p. 11 のとおり「直接的な利益に繋がりにくい」に修正いたしました。</p>
<p>6. 安全・安心の確保</p>		
35.	<p>・女性利用者が防犯上の不安からトイレ利用を控える可能性がある点に配慮し、安全・安心の確保を前提とする考え方には賛同する。一方、便器の増設やレイアウトの変更に伴い、死角の発生や動線の複雑化が新たなリスクとなる可能性があることを踏まえ、見通しの確保や動線の単純化、適切な照明や配置計画などについて、具体的な設計指針として詳細に記述すべきではないか。</p>	<p>・男女を問わず誰もが安全で快適にトイレを利用できる環境の実現のためには、前提としてトイレの安全・安心が確保されることが重要であると考えております。</p> <p>・なお、今般のガイドライン作成にあたっては、令和7年6月に閣議決定された骨太方針2025を踏まえ、トイレの行列問題の改善を中心として議論を行ってきたところであることから、トイレの安全・安心の確保のための具体的な</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・女性用トイレについて、防犯の観点から緊急ボタンの増設が望ましいのではないか。 ・男性用トイレについて、男性でも不安を感じる利用者が存在するのではないか。 ・男性用トイレと女性用トイレについて、出入口の距離を離す、隣接しない等の記載をすべきではないか。 ・男性用トイレと女性用トイレの出入口について、死角を作らないようにすべきではないか。 ・管理体制の質の向上について、トイレの有料化を含む、清掃・防犯の高度化を記載すべきではないか。 ・イベント時の男女共用トイレについて、盗撮カメラの設置などのリスクを記載すべきではないか。 ・防犯対策に関する記述の充実、もしくは、防犯対策に関するガイドラインを作成・周知をすべきではないか。 	<p>手法を示すためには、別途、所要の検討が必要であると考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いただいたご意見については、今後の施策の検討・立案において参考とさせていただきます。
7. トイレに求められるニーズの多様化		
36.	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、バリアフリートイレしか使えない人や異性で介護する必要のある人の数は増加するため、バリアフリートイレはできれば2つあった方がよいのではないか。 ・公共施設においては、バリアフリートイレが1つしか設置されておらず、先に利用されていると長時間利用できない状況が発生している。バリアフリートイレは、単に1つのみ設置するのではなく、利用実態を踏まえた複数設置の検討や利用機会の分散などが必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数が利用される一定規模以上の建築物のバリアフリートイレについては、令和7年6月に基準を強化し、原則各階ごとの設置を義務化したところです。また、建築設計標準などのバリアフリーガイドラインにおいて、オストメイト用設備や乳幼児用設備を分散して設けること等による機能分散を図ること等について記載しているところであり、バリアフリートイレの利用者集中を防ぐための取組も併せて推進しております。
37.	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリートイレの整備を推進することで、女性用トイレの便器数や面積が限られてくるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレは誰もが利用できるものであることが必要であり、車椅子利用者などが円滑に利用できる環境の整備を図るため、バリアフリートイレの整備も併せて推進することが重要であると考えております。

38.	<ul style="list-style-type: none"> ・女性便器数を増やすことで解決すると、男女に割り振られるリソースの平等の観点から問題が生じるのではないか。そのため、バリアフリートイレを増やすことにより、待ち時間の平等とリソースの平等を両立する形にすることが適切なのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子利用者などバリアフリートイレしか利用できない人もいることを踏まえ、バリアフリートイレを増設することによって、トイレの行列問題の改善を図ることは適切ではないと考えております。 ・現在整備されている多くのトイレが男女別トイレであること等を踏まえ、男女別トイレにおいて、それぞれ必要となる便器数等が確保されることが重要であると考えております。
39.	<ul style="list-style-type: none"> ・家族などの異性による介助・同伴が必要な者、性的マイノリティ等の利用に配慮したトイレの整備も必要ではないか。 ・親子連れで利用できるトイレが少ない。子どもを連れて入ることができるトイレがあることが望ましいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・p. 12 のとおり、建築設計標準などのバリアフリーガイドラインにおいて、家族など異性による介助・同伴が必要な者や性的マイノリティ等の利用に配慮した男女共用の広めの便房の設置に関する考え方を示しております。
40.	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な施設においては、男女共用のトイレを設置し、状況に応じて動的に運用することが効果的ではないか。 ・性的マイノリティに関する国際潮流や待ち時間の平等の観点等から、これから新設・改修するトイレは全て男女共用のトイレとすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインでは、現在整備されている多くのトイレが男女別トイレであること等を踏まえ、ガイドラインは主として男女別トイレを前提とした内容としております。
41.	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレの個室の全てや大部分を男女共用トイレにすべきではなく、女性のプライバシーの確保についての議論を取り入れるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインでは、現在整備されている多くのトイレが男女別トイレであること等を踏まえ、ガイドラインは主として男女別トイレを前提とした内容としております。
第2章 便器数の基準と適用のあり方		
1. 基準のあり方		
42.	<ul style="list-style-type: none"> ・女性便器数を増やすだけでなく、男性便器数も増やす方向性で進められると、不公平感がなくなるのではないか。 ・女性便器数を増やすために、男性用トイレの面積を削減することは認められない。男性用トイレの個室でも混雑が発生していることから、男性用トイレのリソースを削減して、女性用トイレのリソースを増やすのではなく、男女の双方のトイレの便器数を 	<ul style="list-style-type: none"> ・p. 13 のとおり「前提として、男女を問わず快適にトイレを利用できる基準とすることが重要」としており、女性に限らず、男性も快適にトイレを利用できることが重要であると考えております。 ・その上で、p. 14 のとおり「女性便器数が男性便器数（大便器と小便器の合計）以上となる基準とすること」については、「利用者が概ね男女同数である施設」を対象としており、全ての施設に一律に適用するものとはしていないことに

	適切に増やしていく方向での対策を講じるべきではないか。	留意する必要があります。
43.	<ul style="list-style-type: none"> ・p. 13 について、「男女問わず誰もが安全で快適にトイレを利用できる環境の実現」とあるが、「女性便器数を男性便器数以上」とした場合、男性便器数が削減され、男性が不利益を被ることになるのではないかと。その場合、「男女問わず誰もが」ではなく、「女性が」となるのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・p. 13 のとおり「前提として、男女を問わず快適にトイレを利用できる基準とすることが重要」としており、女性に限らず、男性も快適にトイレを利用できることが重要であることも記載しております。 ・一方、利用者構成の変化等に対応しておらず、女性用トイレの便器数が不足していることにより、トイレの行列が発生していることがあると考えております。各施設において女性便器数が不足していると判断される場合は、不足分の女性便器の増設等を検討する必要があると考えております。 ・また、p. 14 のとおり「女性便器数が男性便器数（大便器と小便器の合計）以上となる基準とすること」については、「利用者が概ね男女同数である施設」を対象としており、全ての施設に一律に適用するものとはしていないことに留意する必要があります。
44.	<ul style="list-style-type: none"> ・ショッピングセンターなどのトイレでは、既に女性便器数の方が多くなっている。これ以上、女性便器数を増やし、男性便器数を減らすのは、男性への差別ではないかと。 ・新しい施設のトイレでは、既に女性利用者の増加を踏まえ、女性用トイレの便器数や面積が増加しており、ガイドラインを策定する必要はないのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおり、近年整備された一部の施設のトイレ等においては、利用者構成や占有時間の変化等を踏まえて整備されている場合があると認識しております。一方、建替えや改修等が行われていない既存施設は多く存在しており、近年整備された施設であっても、利用者構成の変化等を踏まえず、建築当初の便器数が踏襲されている場合も想定されることから、各施設管理者等においては、ガイドラインを踏まえ、自身が管理等する施設のトイレがどのような状況なのか、今一度確認いただくことが必要であると考えております。
45.	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレの待ち時間が平等になる基準とすることの理由はないのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の点については、p. 14 のとおり「現在、女性用トイレにおいて行列が多く発生している状況があります。女性の待ち時間は長時間化しており、社会・経済の面で少くない機会損失が発生していると考えられます」としているのとおり、女性の待ち時間が長時間化していることにより、不利益が発生していると考えられることから、トイレの待ち時間を平等にする必要があると考えております。
46.	<ul style="list-style-type: none"> ・p. 7 において、男性大便器 300 秒、男性小便器 30 秒、女性便器 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮に全て個室とした場合においても、女性は月経への対応等により、男性よ

	<p>90 秒といった占有時間の目安が示されているが、これらの数値をどのように組み合わせた結果として、「女性便器数が男性便器数以上となる基準とすること」という結論を出しているのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「女性便器数を男性便器数以上となる基準とすること」が、トイレの待ち時間を平等にするという目的を達成する上で有効である根拠を示すべきではないか。 	<p>り時間を要することが考えられ、より多くの便器数が必要となります。その上、男性用トイレの一部に小便器が導入されれば、男性は短い時間で利用することが可能となり、その分少ない個数での対応が可能となります。こうした考え方等を踏まえ、女性便器数を男性便器数以上とすることとしているところです。</p>
47.	<ul style="list-style-type: none"> ・p. 14 について、「男女でトイレの待ち時間に差がある状況」という記載ではなく、男性小便器、男性大便器、女性便器のそれぞれの待ち時間をデータにより示すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレの待ち時間は施設により異なりますが、p. 2 の脚注 6 のとおり、多くの方が男性よりも女性の方が待ち時間が長いという印象を持っているとの結果があり、男女の性差（身体構造の違い、月経対応等）を踏まえると男性よりも女性の方が長くなる傾向があることから、原案のとおりとしております。
48.	<ul style="list-style-type: none"> ・女性は個室を利用することでプライバシーが確保されている一方、男性は小便器を利用することでプライバシーを犠牲にしている。こうした実態を考慮すべきではないか。 ・男性小便器では、排泄物の飛散等による衛生的な負担が生じている。こうした実態による負担の差異を踏まえると、女性便器数を男性便器数以上とする内容を削除すべきではないか。 ・女性便器数を増やすことはよいが、男性便器数（とりわけ男性大便器の数）を減らすことはあってはならないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・男性小便器については、プライバシーの確保や排泄物の飛散に関して懸念を持つ者もいる一方、小用時に短時間で利用をすることができ、回転率が高いという利点があると考えております。 ・なお、p. 5 の図 1-1、1-2 のとおり、プライバシーの確保や排泄物の飛散等の観点から、小用時に大便器を使用する者も一定数存在することを確認しております。これを踏まえ、ガイドラインでは、p. 13 のとおり「男性用トイレにおける大便器数と小便器数の比についても、改めて検討することが必要」としているところです。
49.	<ul style="list-style-type: none"> ・男性用トイレの大便器の行列は、列が短いわりに待ち時間が長い傾向があるため、十分に考慮すべきであり、「男女の待ち時間が平等になること」を目指すのではなく、「男性大便器、男性小便器、女性便器の待ち時間が平等になること」を目指すべきではないか。 ・男性用トイレでは、大便器の利用者と小便器の利用者で待機列が分かれる。そのため、男性便器数を大便器と小便器の合計とした場合、男性用トイレの大便器の不足を適切に反映できない恐れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・待ち時間の評価にあたっては、排便と排尿による利用回数（排便と排尿の頻度）を考慮の上、男性大便器と男性小便器のそれぞれで評価することが適切であり、ご指摘のとおり、男性大便器、男性小便器、女性便器において待ち時間が平等になることが重要であると考えております。 ・なお、このような考え方は、p. 13 のトイレの待ち時間が平等になるようにすることに含まれていると考えており、原案のままとさせていただきます。

	がある。男性便器数については、大便器と小便器を区別して評価することを明確にすべきではないか。	
50.	<ul style="list-style-type: none"> ・男性大便器と男性小便器を合算することは不適切ではないか。 ・男女の性差を踏まえ、女性便器数が男性便器数以上となる基準とすることは受け入れがたい。また、男性大便器と男性小便器を同等としてカウントすることは不適切ではないか。 ・男性大便器と女性便器の待ち時間が同じになるようにすべきであり、著しく女性便器数が多くなり男性が不利になる場合に基準違反にならないものにはすべきではないため、「女性が使える便器数と男性が使える便器数を1：1とする（男性小便器を除く。）」とすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性便器は排便・排尿の両方を担うものであり、男性大便器のみと比較することは適切ではないと考えております。また、排便と排尿による利用回数（排便と排尿の頻度）を考慮することにより、男性大便器と男性小便器を合算することは可能であると考えております。 ・その上で、待ち時間の評価にあたっては、男性大便器、男性小便器、女性便器において待ち時間が平等になるように評価することが重要であると考えております。
51.	<ul style="list-style-type: none"> ・男女の待ち時間を同じにする場合、男性小便器が多くなるほど、男性大便器の待ち時間を長くする必要が出てくるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・待ち時間の評価にあたっては、排便と排尿による利用回数（排便と排尿の頻度）を考慮の上、男性大便器と男性小便器のそれぞれで評価し、男性大便器、男性小便器、女性便器において待ち時間が平等になることが重要であると考えており、その結果として、男性大便器と男性小便器がそれぞれ適切な個数が確保される必要があると考えております。
52.	<ul style="list-style-type: none"> ・男性で、小用時に小便器ではなく大便器を利用する者は今後も増加することが見込まれる。大便器しか利用しない男性にとっては、女性より待ち時間が長い場合もある。そのような男性においては、大便器が減らされたり、小便器の使用を促されたりすることにより、肩身の狭い思いをするのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・p. 13 のとおり「前提として、男女を問わず快適にトイレを利用できる基準とすることが重要」としており、女性に限らず、男性も快適にトイレを利用できることが重要であると考えております。 ・また、p. 13 のとおり「男性用トイレにおける大便器数と小便器数の比についても、改めて検討することが必要」としており、男性小便器に限らず、男性大便器が十分に確保されるように検討することが必要であると考えております。
53.	<ul style="list-style-type: none"> ・男性トイレの大便器への需要を正確に把握し、適切な供給量とすべきことを明確に記載すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・p. 5 のとおり、男性の小用時における大便器と小便器の利用意向の変化について把握しているところです。その上で、ご指摘の点については、p. 14 において「男性用トイレにおける大便器数と小便器数の比についても、改めて検討

		することが必要」としております。
54.	<ul style="list-style-type: none"> ・男性小便器の不足が問題になるのは、映画館の上映前後、入試会場、休憩時間、幕間など、短時間に多数の利用が集中する特殊な場面が多い。他方、通常時の男性用トイレの行列は主として大便器で発生しやすい。そのため、平常時と一斉集中を分けて検討すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の点については、p. 14 の脚注 29 のとおり「スポーツのハーフタイムや演劇の幕間など、限られた時間内で多数の者に利用させる必要がある場合には、小便器を多く設置することが有効であると考えられます。男性用トイレにおける大便器数と小便器数の比は、施設の用途や利用者の属性等に応じて、適切に設定することが求められます」としております。 ・なお、平常時と一斉集中の状況を踏まえ、どのように具体の基準を定めるかについては、基準を策定する学会や行政、施設管理者等において、適切な水準で定められるべきものと考えております。
55.	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性便器数が男性便器数以上となる基準とすること」とされているが、男性便器数には小便器も含まれている。女性便器数を増やすためには、女性小便器の設置を検討すべきではないか。 ・デンマークの「Lapee」や、イギリスの「PEEQUAL」のように、海外で用いられている女性小便器を導入し、女性便器数も大便器と小便器の合計とすることが必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の衣服の着脱、排泄時の動作、月経対応等を考慮すると、女性小便器を導入することはなじまないと考えております。また、我が国でも、過去に女性小便器の導入が図られたことがありますが、現在は普及しておらず、仮に導入されたとしても、利用が避けられる可能性が高いと考えております。その他、海外の女性小便器の導入事例の多くは、フェスティバルや野外イベント等であり、常設の施設において広く導入されているものではないと認識しております。これらより、女性小便器の導入を前提とした基準の点検・見直しは適切ではないと考えております。
56.	<ul style="list-style-type: none"> ・p. 14 について、「具体的には、女性は必ず大便器を利用し、個室の出入りや衣服の着脱等の動作が加わることから、一般に男性よりも時間を要する傾向があります」とあるが、女性が必ず大便器を利用することは明らかではなく、あるいは単に現状のアンコンシャスバイアス及び文化的慣習に過ぎないため、「具体的には、現代の女性用トイレには大便器のみが設置されており、大便器は個室に設置される事が多い事から、個室の出入りや衣服の着脱等の動作が加わることから、一般に男性よりも時間を要する傾向があります。」に修正すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、女性小便器は広く普及しておらず、女性便器は大便器のみが設置されていることが明らかであるため、原案のままとさせていただきます。

57.	<ul style="list-style-type: none"> ・原則は男性便器数と女性便器数を同数とすべきではないか。女性用トイレの待ち時間が長い要因は、ガイドラインを確認する限り、女性側の都合によるものと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・p. 14 のとおり、身体構造の違いや月経対応等の男女の性差により、トイレの利用に要する時間は、男性より女性の方が長くなる傾向があり、これにより女性用トイレの待ち時間が長くなっていると考えております。
58.	<ul style="list-style-type: none"> ・女性便器数を男性便器数と同数になるように増やしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女の利用者数等を踏まえた上で、便器数が設定されることが必要であるとと考えております。 ・その上で、p. 14 のとおり「男女の性差を踏まえ、原則として、利用者が概ね男女同数である施設においては女性便器数が男性便器数以上となる基準とすることが必要」としているところです。なお、「利用者が概ね男女同数である施設」を対象としており、全ての施設に一律に適用するものとはしていないことに留意する必要があります。
59.	<ul style="list-style-type: none"> ・女性は衣服の着脱や月経対応によって時間を要するため、女性便器数を増やすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の点については、p. 14 のとおり、男女の性差（身体構造の違い、月経対応等）がトイレの利用の仕方に影響を及ぼすことから、「男女の性差を踏まえ、原則として、利用者が概ね男女同数である施設においては女性便器数が男性便器数以上となる基準とすることが必要」としております。 ・なお、p. 14 のとおり「女性便器数が男性便器数（大便器と小便器の合計）以上となる基準とすること」については、「利用者が概ね男女同数である施設」を対象としており、全ての施設に一律に適用するものとはしていないことに留意する必要があります。
60.	<ul style="list-style-type: none"> ・スフィア基準に合わせて、女性便器数を男性便器数の 3 倍確保すべきではないか。 ・女性便器数を男性便器数よりも多く設置することを標準とし、目安としては、少なくとも 1.5 倍から 2 倍程度設置することを基本とすべきではないか。 ・利用者が男女同数である施設においては、女性便器数を男性便器数の 2 倍とすべきではないか。鉄道駅のように男性利用者が多いことが明らかな施設においては、女性便器数と男性便器数を 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインは、便器数に関する基準の点検・見直しを行う際の基本的な考え方等をとりまとめたものとなっております。ご指摘の点については、p. 14 のとおり「基準の点検・見直しを行う際には、最低限の水準である男性便器数と女性便器数を同数とすることを必ずしも目指すのではなく、前述の国内外の基準や今後実施される調査・検証の結果等も参考にしながら、施設の用途や利用者の属性等を踏まえて、適切な水準で設定することが重要」としているとおり、具体的な水準については、学会や行政、施設管理者等の基準を策定する者において、適切な水準で設定することが重要であるとと考えており

	<p>同数とすべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性便器数を男性便器数以上とすることは、諸外国の基準と比較して最低水準の基準となっている。同数とした場合には、待ち時間の平等は達成されないと考えている。「一時集中型」と「分散使用型」の2類型に分け、それぞれ異なる目標を設定すべきではないか。また、「一時集中型」については、女性便器数を男性便器数の2倍以上とすべきではないか。 ・劇場のように、途中で休憩が入るタイプの施設では、便器数が足りているとは言い難いため、新設する際には1.5倍の個室を確保すべきではないか。 	<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、p.14のとおり「女性便器数が男性便器数（大便器と小便器の合計）以上となる基準とすること」については、「利用者が概ね男女同数である施設」を対象としており、全ての施設に一律に適用するものとはしていないことに留意する必要があります。
61.	<ul style="list-style-type: none"> ・女性便器数を男性便器数以上とすることを明確に位置づけ、既存施設の改修時や新設時における適用を強く促す内容とすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の点については、p.14のとおり「男女の性差を踏まえ、原則として、利用者が概ね男女同数である施設においては女性便器数が男性便器数以上となる基準とすることが必要」としております。 ・既存施設の建替え・改修や施設の新設にあたり、ガイドラインを広く参考にさせていただけるように、周知等に組み込んでまいります。
62.	<ul style="list-style-type: none"> ・p.14において、「基準の設定にあたっては施設特性や利用状況に応じた柔軟な判断が必要」とあるが、具体的な水準が示されない場合には、現状維持に留まる可能性がある。男性用トイレにおける大便器需要の増加など、利用実態の変化が確認されている点を踏まえると、利用実態の変化に応じた配分の再設計といった観点を位置付けるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインは、トイレの便器数に関する基準の点検・見直しを行う際の基本的な考え方等を取りまとめたものとなっております。ご指摘の点については、p.14のとおり「基準の点検・見直しを行う際には、最低限の水準である男性便器数と女性便器数を同数とすることを必ずしも目指すのではなく、前述の国内外の基準や今後実施される調査・検証の結果等も参考にしながら、施設の用途や利用者の属性等を踏まえて、適切な水準で設定することが重要」としているとおり、具体的な水準については、学会や行政、施設管理者等の基準を策定する者において、適切な水準で設定することが重要であると考えております。 ・また、p.13のとおり「男性用トイレにおける大便器数と小便器数の比についても、改めて検討することが必要」としており、利用実態の変化に応じた対

		<p>応についても記載しております。</p>
63.	<p>・男性便器数「よりも」女性用の方を多くする基準とすべきではないでしょうか。</p>	<p>・ガイドラインは、トイレの便器数に関する基準の点検・見直しの基本的な考え方を示すものであり、現時点のトイレの利用に関するデータの蓄積状況等を踏まえ、原案のとおりとしております。</p> <p>・なお、p. 14 のとおり「基準の点検・見直しを行う際には、最低限の水準である男性便器数と女性便器数を同数とすることを必ずしも目指すのではなく、前述の国内外の基準や今後実施される調査・検証の結果等も参考にしながら、施設の用途や利用者の属性等を踏まえて、適切な水準で設定することが重要」としているとおり、具体的な水準については、学会や行政、施設管理者等の基準を策定する者において、適切な水準で設定いただくことを想定しております。</p>
64.	<p>・イベントが行われる施設のトイレでは、女性用トイレの便器を多く設置した上で、男性用トイレの便器としても切り替えできるようになるとよいのではないかと。</p>	<p>・男性の参加者が一定程度多いイベントもあることから、一律に女性便器数を多く設置するのではなく、男女の利用者数等を踏まえた上で、便器数が設定されることが必要であると考えております。</p>
65.	<p>・「女性便器数が男性便器数以上となる基準とすること」とあるが、男性便器数が多くなることは許容されないのか。</p>	<p>・ご指摘の点については、p. 14 のとおり「男性利用者が一定程度多く見込まれる施設のトイレにおいては、男性便器数が女性便器数以上となる場合もあり、その逆も同様であると考えます」としており、男性便器数が多くなる場合もあるものと考えております。</p>
66.	<p>・男性便器数と女性便器数の比を一律に1：3とする運用については検討の余地があるのではないかと。女性の占有時間が長いことについても、具体的なデータが示されていないのではないかと。</p>	<p>・ご指摘のような内容とはしておらず、p. 13 のとおり、便器数の基準の点検・見直しを行う際の基本的な考え方として、以下の2点を示しております。</p> <p>① 利用者構成や占有時間の変化等を踏まえ、男女を問わず快適にトイレを利用できる基準とすること。</p> <p>② 男女の性差を踏まえ、トイレの待ち時間が平等になるように、原則として、利用者が概ね男女同数である施設においては女性便器数が男性便器数（大便器と小便器の合計）以上となる基準とすること。</p> <p>・また、p. 14 のとおり、女性は個室の出入りや衣服の着脱等の動作や月経への</p>

		対応等により、トイレの利用に要する時間が長くなる傾向があるとしております。
67.	<ul style="list-style-type: none"> ・ p. 4 について、「トイレの行列は女性用トイレに限らず、男性用トイレにおいても発生します。男性用トイレは大便器と小便器で構成されており、多くの場合、利用者の回転率の低い大便器で行列が発生していると考えられます」とあるが、対応方針が示されていないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘の点については、p. 13 のとおり「男性用トイレにおける大便器数と小便器数の比についても、改めて検討することが必要」としていただいております。
68.	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状、多くのトイレで大便器が少なく、小便器が多くなっている。大便器の比を増加させることを明記すべきではないか。 ・ 男性用トイレについて、全て個室とするか、個室：小便器を 2：1 の配分とすべきではないか。 ・ 男性用トイレの大便器と小便器の比率について、具体的な基準や目安を示すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘の点については、p. 13 のとおり「男性用トイレにおける大便器数と小便器数の比についても、改めて検討することが必要」としていただいております。 ・ 具体的な男性大便器と男性小便器の比については、各施設のトイレの利用のされ方を考慮した上で、基準を策定する学会や行政、施設管理者等により、適切な水準で設定することが重要であると考えております。
69.	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性便器数を増加させることに限らず、男性用トイレの個室不足が構造的な問題であることも、前面に出した政策として扱うべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘の点については、p. 13 のとおり「男性用トイレにおける大便器数と小便器数の比についても、改めて検討することが必要」としていただいております。今後の周知にあたっては、女性便器数に限らず、男性大便器と男性小便器の比の再検討についても、周知等してまいります。
70.	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過敏性腸症候群や潰瘍性大腸炎を患っている男性は、慢性的に大便器を必要としており、そうした人の配慮をすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘の点については、p. 13 の脚注 30 のとおり「トイレの便器数の設定にあたっては、加齢や疾病等により排泄を我慢することが困難である者がいること等を踏まえ、可能な限り待ち時間が発生しないようにすることが望ましい」としていただいております。 ・ また、p. 13 のとおり「男性用トイレにおける大便器数と小便器数の比についても、改めて検討することが必要」としており、ご指摘の疾病等を抱える利用者の実態等も踏まえた検討が必要であると考えております。
71.	<ul style="list-style-type: none"> ・ p. 13 の脚注 29 について、「スポーツのハーフタイムや演劇の幕間など、限られた時間内で多数の者に利用させる必要がある場 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各施設によって必要となる大便器数と小便器数は異なることから、p. 13 の脚注 29 のとおり「男性用トイレにおける大便器数と小便器数の比は、施設の用

	<p>合には、小便器を多く設置することが有効であると考えられます」とあるが、無闇に男性大便器を減らし、男性小便器を増やすことのないように注意喚起すべきではないか。</p>	<p>途や利用者の属性等に応じて、適切に設定することが求められます」としており、基準を策定する学会や行政、施設管理者等により、適切な水準で設定することが重要であると考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、待ち時間の評価にあたっては、排便と排尿による利用回数（排便と排尿の頻度）を考慮の上、男性大便器と男性小便器のそれぞれで評価することが適切であり、男性大便器、男性小便器、女性便器において待ち時間が平等になることが重要であると考えており、その結果として、男性大便器と男性小便器がそれぞれ適切な個数が確保される必要があると考えております。
72.	<ul style="list-style-type: none"> ・「利用者の男女比率に応じて便器数を設定」にすべきであり、その上で大便器と小便器を単純に合計するのではなく、大便器が不足しないように配慮すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ p. 14 のとおり「女性便器数が男性便器数（大便器と小便器の合計）以上となる基準とすること」については、「利用者が概ね男女同数である施設」を対象としており、男女の利用者の比を踏まえたものとしております。 ・また、待ち時間の評価にあたっては、排便と排尿による利用回数（排便と排尿の頻度）を考慮の上、男性大便器と男性小便器のそれぞれで評価することが適切であり、男性大便器、男性小便器、女性便器において待ち時間が平等になることが重要であると考えており、その結果として、男性大便器と男性小便器がそれぞれ適切な個数が確保される必要があると考えております。
73.	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性便器数が男性便器数（大便器と小便器の合計）以上」との原則は、女性側の待ち時間の改善の方向性として理解できるが、その実現方法を男性大便器の削減や小便器偏重で運用すべきではない。女性便器の増設を基本としつつ、必要に応じてトイレの面積の拡大、隣接空間の転用、複数トイレの連携、施設用途に応じた便器数の柔軟な変更等により対応すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の点については、p. 13 のとおり「前提として、男女を問わず快適にトイレを利用できる基準とすることが重要」としており、男性便器数の十分な確保も必要であると考えております。その上で「男性用トイレにおける大便器数と小便器数の比についても、改めて検討することが必要」としており、大便器と小便器の比についても検討を行うように求めているところです。 ・また、p. 15 以降では、ご指摘の点も含んだ、基準を適用する際の考え方や行列問題の改善に向けた取組も示しているところであり、便器数の基準の点検・見直しと併せて推進してまいります。
74.	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインでは、男性便器数を削減することも許容しているが、男性便器数を削減しないことを条件とすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ p. 13 のとおり「前提として、男女を問わず快適にトイレを利用できる基準とすることが重要」としており、女性に限らず、男性も快適にトイレを利用

	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインにより、男性便器数が減少されないように配慮を求める。特に、大便器の待ち時間の長さは極端に長くなるが多いため、対策が必要ではないか。 ・男性便器数を削減し、そのスペースを女性用トイレに転用することは、男性側の高い排泄緊急性を阻害するおそれがあるため、安易なスペースの転用は避けるべきではないか。 	<p>きることが重要であると考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その上で、男性用トイレに余裕があり、女性用トイレが混雑している場合は、男性用トイレのスペースの一部を女性用トイレに転用することもあり得ると考えております。一方、このように一方のトイレのスペースを他方に転用する場合には、トイレの快適性を過度に損なわないように、利用状況の実態調査等を行った上で、慎重に判断する必要があると考えております。
75.	<ul style="list-style-type: none"> ・男女の便器数について、状況に応じて柔軟に変更できる構造は悪くないが、女性便器数を男性便器数以上とすることにこだわり過ぎないように気を付けるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・p. 14 のとおり「女性便器数が男性便器数（大便器と小便器の合計）以上となる基準とすること」については、「利用者が概ね男女同数である施設」を対象としており、全ての施設に一律に適用するものではないものとしております。 ・また、p. 13 のとおり「前提として、男女を問わず快適にトイレを利用できる基準とすることが重要」としており、女性に限らず、男性も快適にトイレを利用できることが重要であると考えております。
76.	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレの整備においては、面積的な制約が大きく、特に既存施設の改修においては、便器数を増やすことが容易ではないケースが多くみられる。そのような状況下で、ガイドラインへの早期適合を図る手段として、男性用トイレの便器数を減らすことにより、男女の便器数を同数とすること又は女性便器数をより多くすることが選択される可能性が懸念されることから、男性側の利便性を低下させる設計が無闇に行われないように、より分かりやすい表現となるように工夫すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・p. 13 のとおり「前提として、男女を問わず快適にトイレを利用できる基準とすることが重要」としており、女性に限らず、男性も快適にトイレを利用できることが重要であることを示しております。 ・また、ガイドラインで示しているトイレの便器数に関する基準の点検・見直しを行う際の基本的な考え方に適合させようとして、利用可能なトイレの一部を閉鎖すること等は望ましくないと考えており、適切に周知等に取り組んでまいります。
77.	<ul style="list-style-type: none"> ・台湾や韓国のように施設類型別の基準を明示すべきではないか。 ・便器数の考え方に関する記述はあるものの、具体的な数値基準や目安が示されていない。より具体的に記載すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインは、令和7年7月に開催された「女性用トイレにおける行列問題の改善に向けた関係府省連絡会議」で示された対応方針の1つである「トイレの設置数に係る基準の点検・見直し」に対応するものとして、基準の点検・見直しを行う際の基本的な考え方等を取りまとめたものとしております。そのため、具体的な便器数の基準については、ガイドラインが示す基本的な考え方を踏まえ、基準を策定する学会や行政、施設管理者等において、基準

		の点検・見直しを図られることが重要であると考えております。
78.	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅や商業施設、イベント会場などは滞在時間やピーク集中の特性が大きく異なるため、一律の基準では実態に対応できないと考えられる。用途別にピーク時の利用状況を踏まえた基準を設定することが合理的ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞在時間やピークの利用状況等を踏まえた具体的な便器数の基準については、基準を策定する学会や行政、施設管理者等において、各施設の特性に応じて、適切に設定されることが必要であると考えております。 ・他方で、p. 16・17 では、「施設の用途」や「時期・時間帯」等に応じて、便器数の調整を行う際の考え方について示しているところです。
79.	<ul style="list-style-type: none"> ・男性便器数と女性便器数の見直しではなく、「行動変容の促進」や「空き状況の可視化」、「施設内トイレの連携」等の取組を主眼に据えるべきではないか。 ・女性の化粧・着替え・身だしなみ・スマートフォン操作等の用足し以外の利用を控えるように啓発することが必要ではないか。こうした利用を放置したまま、男性便器数を削減し、女性便器数を増加させることは合理性に欠けるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者構成の変化等に対応しておらず、女性用トイレの便器数が不足していることにより、トイレの行列が発生していることがあると考えております。 ・その上で、p. 14 のとおり「他方で、待ち時間を減らす観点からは、個室における化粧やスマートフォンの利用等の行動を控えるよう行動変容を促すこと等が重要」としており、便器数の点検・見直しと併せて、行動変容の促進などの行列問題の改善に向けた取組を実施することが重要であると考えております。
80.	<ul style="list-style-type: none"> ・女性便器数を増やすだけでなく、回転率を上げる方法を考えるべきではないか。女性は衣服の着脱に時間がかかることが明らかであるため、次の人を待たせないように一人一人の意識を変えることも重要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の点については、p. 14 のとおり「他方で、待ち時間を減らす観点からは、個室における化粧やスマートフォンの利用等の行動を控えるよう行動変容を促すこと等が重要」としており、便器数の点検・見直しと併せて、行動変容の促進などの行列問題の改善に向けた取組を実施することが重要であると考えております。
81.	<ul style="list-style-type: none"> ・行動変容の促進や個室の目的外利用の抑制は補完策として有効であるが、便器数の不足を利用者のマナーの問題に置き換えないように留意することを明記していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の点については、p. 13～14 において、トイレの便器数に関する基準の点検・見直しの基本的な考え方を示した上で、p. 14 のとおり「他方で、待ち時間を減らす観点からは、個室における化粧やスマートフォンの利用等の行動を控えるよう行動変容を促すこと等が重要」としているところであり、便器数の点検・見直しと行動変容の促進などの行列問題の改善に向けた取組を併せて実施することが重要であると考えております。
82.	<ul style="list-style-type: none"> ・p. 9 の図 1-6、図 1-7 のとおり、用足し以外の目的での利用があることから、女性便器を増設しても、利用目的が変わるわけでは 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者構成の変化等に対応しておらず、女性用トイレの便器数が不足していることにより、トイレの行列が発生していることがあると考えております。

	<p>ないため、行列対策になるかは疑わしいのではないか。別途、個室のフリースペースを設置した方が効果的ではないか。</p>	<p>・その上で、p. 14 のとおり「他方で、待ち時間を減らす観点からは、個室における化粧やスマートフォンの利用等の行動を控えるよう行動変容を促すこと等が重要」としているところであり、便器数の点検・見直しと行動変容の促進などの行列問題の改善に向けた取組を併せて実施することが重要であると考えております。また、p. 23 のとおり、パウダーコーナー・パウダールーム等のスペースを設けることが有効であること等についても示しているところです。</p>
83.	<p>・女性用トイレの待ち時間の解消は急務である一方、その解決策として男性用トイレの面積を減らし、大便器を減らす手法は避けるべきである。男性用トイレの面積の維持と女性用トイレの便器の増設を両立すべきではないか。</p>	<p>・p. 13 のとおり「前提として、男女を問わず快適にトイレを利用できる基準とすることが重要」としており、女性に限らず、男性も快適にトイレを利用できることが重要であると考えております。</p> <p>・なお、p. 19 のとおり、トイレの面積は、それぞれ必要となる便器数や設備などを踏まえた上で設定されるべきであり、便器数の点検・見直しと併せて、必要に応じ、面積も見直しを図るべきであると考えております。</p>
84.	<p>・「利用者が概ね男女同数である施設」を対象としていることや、「実態調査等に基づく客観的データを用いた検討」が求められる旨について、読み手に十分に伝わるように表現の見直し等を検討すべきではないか。</p> <p>・女性便器数を増やすために男性便器数を一律に減らすという受け止めが広がらないようにすべきではないか。</p>	<p>・p. 14 のとおり「上記の考え方は「利用者が概ね男女同数である施設」を対象として、女性便器数が男性便器数以上となる基準とすることとしている点に留意することが必要」などとしており、今後の周知等に当たっても、ガイドラインの内容が適切に伝わるように留意してまいります。</p>
85.	<p>・様々な制約条件を勘案した柔軟な運用ができるようなガイドラインを検討いただきたい。男女の待ち時間を平等にすることが目的であれば、女性便器数を男性便器数以上とするという便器数の構成による基準ではなく、利用実態を踏まえた基準が望ましいのではないか。</p>	<p>・p. 14 のとおり「女性便器数が男性便器数（大便器と小便器の合計）以上となる基準とすること」については、「利用者が概ね男女同数である施設」を対象としており、施設の利用実態を踏まえた考え方としております。</p> <p>・また、p. 20 のとおり、既存施設で予算的な制約等によって便器の増設が困難である場合は、建替え等の際に改善を図ることが求められることや、p. 21 のとおり、改修により便器の増設が困難な場合は、実施可能な取組から順次取り入れることが重要であること等について記載しているところであり、各施</p>

		設の状況等を踏まえ、実行可能な取組から行っていただくことが必要と考えております。
86.	<ul style="list-style-type: none"> ・個室の広さを狭くし、かつ男女の体格差を考慮すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・便器の増設の観点からは、p. 22 のとおり「個室の広さに余裕がある場合は、個室を狭くすることで便器を増設することが考えられます。ただし、個室を狭くすることは、身体が不自由な者など広い個室を必要とする者にとって、トイレの利便性を低下させ、かえって占有時間の長時間化を招くおそれがあります。そのため、一部を広い個室のまま残すなど、一律に個室を狭くしないことにも配慮することが必要です」としております。一方、個室の利便性の観点からは、p. 25 のとおり「個室の円滑な利用を促進するためには、個室の広さを十分確保することが重要」としております。これらを踏まえ、各施設管理者等においては、各施設のトイレにおける個室の広さを考慮の上、適切に判断すべきものと考えております。 ・なお、個室の広さは限られており、変更の余地が少ないと考えられることから、現時点では男女の体格差により個室の広さを変更することは想定されにくいと考えております。
87.	<ul style="list-style-type: none"> ・p. 13 について、「建築当初の利用者構成を踏まえると妥当であったものと考えられますが、」とあるが、必ずしも「利用者構成を踏まえると妥当」とは言いきれないと考えられるため、削除すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘を踏まえ、p. 13 のとおり「これは建築当初に男性利用者が多かったことを前提として便器数が設定されていたことが一因であると考えられますが、」に修正いたしました。(p. 7 についても同様の修正をいたしました。)
88.	<ul style="list-style-type: none"> ・p. 14 について、「女性用トイレにおいて行列が多く発生している」だけでなく、「男性用トイレの個室で待ち時間が長く発生している」ことも合わせて記載すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の点については、p. 13 のとおり「トイレの行列は女性用トイレに限らず、男性用トイレにおいても発生します。男性用トイレの行列は、主として回転率の低い大便器で発生していると考えられます」としております。これを踏まえ、「男性用トイレにおける大便器数と小便器数の比についても、改めて検討することが必要」としております。
89.	<ul style="list-style-type: none"> ・p. 14 について、「女性の待ち時間は長時間化しており」は「女性の待ち時間は短時間化している」または「女性の待ち時間は長時 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の施設のトイレにおいて、ご指摘のような状況が発生していることも考えられる一方、p. 2 の脚注 6 のとおり、多くの方が男性よりも女性の方が待ち

	間化しているが男性の待ち時間はそれ以上に長時間化している」とすべきではないか。	時間が長いという印象を持っているとの結果があり、多くの施設においては、女性の待ち時間が長時間化しているものと考えているため、原案のままとさせていただきます。
90.	<ul style="list-style-type: none"> ・ p. 14 について、「具体的には、女性は必ず大便器を利用し、個室の出入りや衣服の着脱等の動作が加わることから、一般に男性よりも時間を要する傾向があります。また、女性は月経への対応が必要となる場合もあり、一般に男性よりも時間を要する傾向があります。こうした事情から、一般にトイレの利用に要する時間は女性の方が長くなると考えられます」とあるが、「の動作が加わります。また、女性は月経への対応が必要となる場合もあります。こうした事情から、一般にトイレの利用に要する時間は男性よりも女性の方が長くなる傾向があります」とすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘のとおり、「具体的には、女性は必ず大便器を利用し、個室の出入りや衣服の着脱等の動作が加わります。また、女性は月経への対応が必要となる場合もあります。こうした事情から、一般にトイレの利用に要する時間は、男性よりも女性の方が長くなる傾向があります」に修正いたしました。
91.	<ul style="list-style-type: none"> ・ p. 14 の脚注 33 について、例外が適用される条件を客観的かつ定量的に定義し、安易な運用を防ぐべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘のとおり、例外の安易な適用が行われないように、周知等に取り組んでまいります。
92.	<ul style="list-style-type: none"> ・ p. 14 の脚注 33 は、男女の待ち時間を平等とする前提では男性利用者の多い施設では、男性の便器数を多くする必要があることを示している。こうした重要な指摘は、脚注ではなく、本文中に記載をすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ あくまでもトイレの便器数に関する基準の点検・見直しを行う際の基本的な考え方は本文中に示すものであり、脚注はそれを補足するものであるため、原案のままとさせていただきます。
93.	<ul style="list-style-type: none"> ・ p. 14 について、「不要不急の行動」とあるが、「排泄やそれに伴う行為以外の行動」等の客観的表現に修正すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘を踏まえ、「不要不急」の文言は削除いたしました。
2. 適用のあり方		
94.	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道駅では、朝は通勤・通学の人が多く、男性用トイレと女性用トイレの双方の増設が必要ではないか。 ・ 鉄道駅などの公共交通機関のトイレにおいては、単純な利用者の男女比だけでなく、時間帯別の利用実態等を反映すべきではな 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘の点については、p. 16 の表 2-1 のとおり、「時期・時間帯」に応じた調整の考え方を記載しております。

	いか。	
95.	・利用者の多いロビー階や、ロビー階の上下の階は、便器数を多くすべきではないか。	・ご指摘の点については、p. 16 の表 2-1 のとおり、「トイレの位置」に応じた調整の考え方を示しております。
96.	・ガイドラインについて、各施設の特性に応じて調整を行うことが必要である旨を記載すべきである。	・ご指摘の点については、p. 15 のとおり「各施設の特性に応じて調整を行うことが必要」としており、p. 16・17 で調整のイメージも示しております。
97.	・p. 16 の表 2-1 について、男性大便器と女性便器を比較すべきであり、「男性用トイレにおいて大便器の混雑が見られる場合は、大便器の比率を高める。」は「男性用トイレにおいて大便器の混雑が見られる場合は、男性用大便器と女性用便器に対する男性用大便器の比率を高める。」とすべきである。	・p. 16 の表 2-1 の「大便器の比率を高める」ための対応として、「単に男性大便器の数を多くすること」と「男性小便器の数を少なくし男性大便器の数を多くすること」が想定されます。そのため、ご指摘の内容については、既に含まれているものと考えており、原案のままとさせていただきます。
98.	・p. 16 の表 2-1 について、「女性の利用者が多い商業施設においては、女性便器の比率を高める」と記載するのであれば、「男性の利用者が多い商業施設においては、男性便器の比率を高める」と記載すべきではないか。	・ご指摘の部分はあくまでも一例を示したものであり、同表内には逆に男性便器数を増加させる場合の例も示しております。
99.	・p. 17 について、「デジタルサイネージや扉のフラッグ設置等によってトイレの空き状況を可視化し」へ修正すべきではないか。	・扉のフラッグ設置は、上層階のトイレの利用を促すための手法としては適切ではないと考えております。
100.	・p. 17 の図 2-1 について、出典を入れてほしい。	・ご指摘を踏まえ、出典を追記いたしました。
101.	・p. 18 について、「実態調査等に基づく客観的データを用いて検討する」とあるが、200 駅以上を有する当社のような事業者においては、全施設において実態調査を実施するのは負担が大きすぎる。例えば、乗降客数が少ない鉄道駅等、施設用途ごとの適用外の要件を追加すべきではないか。	・全ての施設のトイレの調査を行うことが困難な場合には、一部の施設のトイレの調査を行い、その結果を踏まえて、他のトイレへの対応を検討することが考えられます。また、全ての施設を同時に調査するのではなく、建替え・改修等を行う施設について、順次調査を行うことが考えられます。実態調査の方法は、ガイドラインを踏まえつつ、各施設管理者において適切に判断されるべきものと考えております。
102.	・p. 18 について、内容には賛同する一方、誰に向けたものか曖昧であると感じた。調査には費用と工数がかかるが、調査費等はどこが負担することを想定しているのか。また、民間企業が実施し	・基本的には、トイレの実態調査等に要する費用は、各施設管理者等において負担すべきものであると考えております。なお、ガイドラインは、各施設管理者等に対して、施設の建替え・改修等にあたり、実態調査等の実施を義務

	<p>た調査は秘密事項となる場合もあり、それらをどこまで公開、共有できるかなどを考えると現実的ではないのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> データの収集・公開に関する仕組みが不十分ではないか。データの収集・報告の制度を構築すべきではないか。 センサーやカメラ等のデジタル機器を用いたデータ収集について、プライバシー保護のための具体的な遵守事項を記載すべきではないか。 	<p>付けるものではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> データの収集・公開に関する具体的な対応方針に関しては、引き続き検討をまいります。
103.	<ul style="list-style-type: none"> 男性用トイレの個室、女性用トイレの個室の待ち時間について、詳細な実態調査を行うべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、学会や行政、施設管理者等と連携を図りつつ、実態把握に努めてまいります。
104.	<ul style="list-style-type: none"> 基準の適用にあたっては、実態調査やアンケート等の客観的データを活用するだけでなく、トイレを整備した後も、待ち時間、混雑時間帯、苦情件数等を継続的に把握し、一定期間後に再検証する仕組みを盛り込むべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘を踏まえ、p. 18 のとおり、「トイレに対する困りごとや要望を【定期的に】把握することも重要」と追記いたしました。(【】は追記箇所) ご指摘の苦情件数等の把握については、定期的な把握が望ましいと考えられることから、上記のとおり追記いたしました。一方、p. 18 に示すようなトイレの利用状況の実態調査を、建替え・改修等の機会によらず定期的実施することを求めることは、各施設管理者等にとって大きな負担になり得ると考え、追記しておりません。
105.	<ul style="list-style-type: none"> 男女別のトイレの面積は、男女の利用者の割合で決めるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> p. 19 のとおり「男性用トイレと女性用トイレの面積を同じにすることを前提とするのではなく、それぞれ必要となる便器数や設備などを踏まえた上で、適切な面積を設定することが重要」としており、ご指摘の利用者の割合も踏まえ、それぞれ必要となる便器数や設備などを設定した上で、適切な面積を設定することが重要であると考えております。
106.	<ul style="list-style-type: none"> p. 19 について、「トイレの面積は、女性用トイレは男性用トイレの3倍を目安とする」へ修正すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> トイレの面積は、それぞれ必要となる便器数や設備などを踏まえた上で設定されるべきであり、一律に面積の基準を設定することは望ましくないと考えております。
107.	<ul style="list-style-type: none"> p. 19 の図 2-2 について、なぜ女性用トイレだけにパウダーコーナーを図示しているのか。そもそもなぜパウダーコーナーを図 	<ul style="list-style-type: none"> p. 19 の図 2-2 は、脚注 35 のとおり、実際のトイレの図面を抽象化しているものであり、実際のトイレ内にパウダーコーナーが整備されていることから、

	<p>示しているのか。個室の目的外利用による占有時間の長時間化やパウダーコーナーの個室化、男性用のパウダーコーナーの設置事例について指摘しているにもかかわらず、女性用のみパウダーコーナーを図示するのは不適切ではないか。</p>	<p>図示しているところです。</p>
108.	<p>・これまではトイレの面積が狭すぎたのではないか。全体的にトイレの面積を広くすることにより、女性便器数を男性便器数以上とするとともに、男性大便器やバリアフリートイレの数も増やしてほしい。</p>	<p>・ご指摘の点については、p. 19 のとおり「男性用トイレと女性用トイレの双方で必要な便器数が確保できるよう、十分な面積を確保するよう努めることが望ましい」とするとともに、p. 20 のとおり「新設（建替えを含みます。）の場合は、必要な便器数が確保できるよう、十分な面積を確保するよう努めることが望ましい」としております。</p>
109.	<p>・改修時には、男性用トイレと女性用トイレの面積を同じにすることを前提とせず、必要となる便器数や利用実態に応じて柔軟に面積配分を見直せることを、より強く示すべきではないか。その際、バリアフリートイレ等を削ることによって対応するのではなく、多様な利用者への配慮を後退させないことを明記すべきではないか。</p>	<p>・ご指摘の点については、p. 19 のとおり「男性用トイレと女性用トイレの面積を同じにすることを前提とするのではなく、それぞれ必要となる便器数や設備などを踏まえた上で、適切な面積を設定することが重要」としております。</p> <p>・また、p. 12 のとおり「多様な利用者を想定したトイレの整備を行うことが必要である点についても留意することが必要」としており、バリアフリートイレの整備も併せて推進してまいります。</p>
110.	<p>・男女の利用者の割合、特にピーク時の時間あたりの利用者数をトイレの設置スペースを決める際の基準値とすべきではないか。また、利用者数のみの基準とし、女性用トイレの面積を広くすべきではないのではないか。</p>	<p>・男女の利用者の割合を踏まえ、トイレの便器数を設定することは必要であると考えております。一方、p. 3 のとおり、利用者が多い時間帯を想定して便器数を検討した場合、行列が発生しにくくなる一方、多くの面積や費用（維持管理費を含む。）を要することとなるため、ピーク時を基準に設定することは困難な場合があると考えております。</p> <p>・また、トイレの面積については、p. 19 のとおり「男性用トイレと女性用トイレの面積を同じにすることを前提とするのではなく、それぞれ必要となる便器数や設備などを踏まえた上で、適切な面積を設定することが重要」としており、一律に女性用トイレの面積を広くするのではなく、それぞれ必要となる便器数や設備などを踏まえた上で、適切な面積を設定することが重要であると考えております。</p>

111.	<ul style="list-style-type: none"> 女性便器数を男性便器数以上とすることが難しいケースがある。p. 20 について、「改修の場合は、面積的・予算的な制約、設備上の制約から便器の増設が困難であることが多く想定されます」と記載されているが、「施設・敷地の一部を活用して新たにトイレを整備することなどにより、積極的に便器数を増設することが望ましい」とも記載されている。既存のスペースに余裕のない鉄道駅などにおいては、適用が困難なケースが想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘の点については、p. 21 のとおり「改修により便器の増設が困難な施設においては、実施可能な取組から順次取り入れることが重要」としており、各施設管理者において適切に判断されるべきものと考えております。
112.	<ul style="list-style-type: none"> 全ての鉄道駅において、現行の男性便器数を確保した上で、女性便器数を男性便器数以上とすることは困難である。既存施設の改修においては、スペースの拡張等による工事費増に伴う事業者負担が大きいほか、利用者の流動スペース等のその他サービスにも影響を与えるため、要件の緩和が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘の点については、p. 20 のとおり「改修の場合は、面積的・予算的な制約、設備上の制約から便器の増設が困難であることが多く想定されます。そのため、既存施設のトイレについては、建替え等の際に改善を図ることが求められます」としております。また、p. 21 のとおり「改修により便器の増設が困難な施設においては、実施可能な取組から順次取り入れることが重要」としているところです。
113.	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設における行列改善について、建替えを待つのではなく、物理的な改修を伴わない暫定措置を速やかに導入するための具体的な指針を示すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘の点については、p. 21 のとおり「改修により便器の増設が困難な施設においては、実施可能な取組から順次取り入れることが重要」などしており、各施設の状況等を踏まえ、実行可能な取組から行うことが重要である旨を示しております。
第3章 行列改善に向けた取組		
1. 単一のトイレにおける取組		
114.	<ul style="list-style-type: none"> 便器数の議論だけでなく、行動変容の促進、空き状況の可視化、地域内のトイレのマッピングなどの取組について、便器の増設が困難な施設における標準的な手法として位置付けるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘の点については、p. 21 のとおり「改修により便器の増設が困難な施設においては、実施可能な取組から順次取り入れることが重要」としております。
115.	<ul style="list-style-type: none"> SNS ではトイレで化粧はしないとの意見もみられたところだが、パウダーコーナーや洗面台にある鏡を撤去することも有効な取組ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘の点については、p. 22 のとおり「既存のパウダーコーナーや手洗い場等を縮小し、便器を増設することも考えられます」としております。

	<ul style="list-style-type: none"> ・パウダールームの面積の方が個室の面積より広く、便器数の少ない女性用トイレもある。パウダールームの需要を考え、必要に応じてパウダールームの面積を減らし、便器数を増やしてほしい。 	
116.	<ul style="list-style-type: none"> ・一部のアリーナにおいて、状況に応じて男性用トイレと女性用トイレを切り替えられるようになっている。今後、新設されるアリーナ等においては、そのようなトイレを標準にすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の点については、p. 22 のとおり「イベントによって利用者の男女比が大きく変動するスタジアム・アリーナや劇場・ホールなどの施設のトイレにおいては、新設段階から男女の便器数を柔軟に調整できる取組を導入しておくことが重要」としております。
117.	<ul style="list-style-type: none"> ・男女の便器数の柔軟な変更などによって、盗撮カメラ等を容易に設置することが可能となるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘を踏まえ、p. 22 のとおり「なお、男性用トイレと女性用トイレの切り替えにあたっては、事前に個室内の状況を点検することなどにより、安全・安心の確保を図ることが必要です」と追記いたしました。
118.	<ul style="list-style-type: none"> ・男性が多いイベント時には、女性用トイレを男性用トイレに転用できるようにすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の点については、p. 22 のとおり「イベントによって利用者の男女比が大きく変動するスタジアム・アリーナや劇場・ホールなどの施設のトイレにおいては、新設段階から男女の便器数を柔軟に調整できる取組を導入しておくことが重要」としております。男性用トイレから女性用トイレへの変更に限らず、女性用トイレから男性用トイレへの変更も可能であると考えております。
119.	<ul style="list-style-type: none"> ・個室における行動変容の促進を行列問題の改善の手段に位置付けることは慎重に検討すべきであり、便器数の確保や用途分散の構造的な解決を優先すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の点については、p. 23 のとおり、「トイレは、疲労時や緊張時、体調不良時、月経痛時など、利用者が様々な目的で一時的に落ちつける空間として利用されることがあります。こうした利用のされ方は一定程度許容される」としており、トイレの個室をやむを得ず一定時間利用する場面があることを記載しております。 ・その上で、個室で化粧やスマートフォンの利用等の行動が行われることが、行列の一因となっている場面があることを踏まえ、便器数の点検・見直しと行動変容の促進などの行列問題の改善に向けた取組を併せて実施することが重要であると考えております。
120.	<ul style="list-style-type: none"> ・便秘・下痢・月経・高齢・障害・体調不良等に起因するやむを得 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の点については、p. 23 のとおり「トイレは、疲労時や緊張時、体調不

	<p>ない利用と、混雑時におけるスマートフォン操作・読書等の不要不急の滞在を区別して整理すべきである。前者は配慮の対象であり、後者は周知・情報提供・設計改善によって抑制を図るべきではないか。</p>	<p>良時、月経痛時など、利用者が様々な目的で一時的に落ちつける空間として利用されることがあります。こうした利用のされ方は一定程度許容される一方、混雑時においては、トイレの利用が切迫している者がいる可能性に鑑みて、個室で化粧やスマートフォンの利用等の行動をすることは避けるべきであると考えられます」としております。</p>
121.	<ul style="list-style-type: none"> ・個室のコンセントを利用して、スマートフォンの充電等が行われることにより、行列が発生している場合がある。不安全な使用もみられ、事故が起きかねない。そのため、待ち行列の改善と安全性の確保の観点から、コンセントはできるだけ露出を避けるように記載すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘を踏まえ、p.23 のとおり「加えて、スマートフォンの充電等に個室のコンセントが利用される場合、個室の長時間利用につながるおそれがあることを踏まえ、コンセントの設置方法や配置について配慮することが望ましいです」と追記いたしました。
122.	<ul style="list-style-type: none"> ・近年では、男性においても身だしなみを整えるニーズが高まっている。一方、男性用トイレには、パウダーコーナー・パウダールーム等が設けられていない場合が多く、男女間で利便性に差が生じている可能性があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の点については、p.23 のとおり「近年では、男性用トイレにおいてもパウダーコーナー・パウダールームを設置する試みもみられます」としております。
123.	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレの外で、休憩、身だしなみ確認、スマートフォン利用、荷物整理等を行える受け皿を整備する観点が必要であり、トイレの外の環境整備を促進すべきではないか。 ・個室での長居を避けるため、別途、パウダールーム・ベンチ・更衣室・授乳室等を設けることが、利用者の行動変容を促すことよりも優先されるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の点については、p.23 のとおり「個室における化粧への対策として、手洗い場とは別に化粧直しや身だしなみを整えることができるパウダーコーナー・パウダールーム（スタイリングコーナー・スタイリングルーム）や、個室とは別にフィッティングルームを整備することが有効」、「個室におけるスマートフォンの利用等への対策として、トイレ外にベンチ等を設置したスペースを整備し、トイレ外で座って落ち着いた状態でスマートフォンの利用等ができるようにすることも考えられます」としております。更衣室や授乳室についても、必要に応じ、同様の考え方でトイレ外に整備することが考えられます。 ・なお、こうした受け皿がトイレ外に整備された場合においても、個室において化粧やスマートフォンの利用等が行われる可能性があることに鑑み、行動変容の促進も併せて推進することが必要であると考えております。

124.	<ul style="list-style-type: none"> ・空き状況の可視化について、目の前の個室が使われているか、使われていないか分かるようにすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の点については、p. 24 のとおり「個室ごとに空き状況を知らせるフラッグやランプを設置すること等により、空き状況を容易に確認できるようにすることが有効」としております。
125.	<ul style="list-style-type: none"> ・p. 24 について、「空き状況の可視化」については、より強い表現が望ましいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・p. 24 のとおり、「空き状況の可視化」については、行列改善に向けた取組の見出しの1つとして位置付けており、重要な取組と考えているところです。いただいたご意見も踏まえ、周知等に取り組んでまいります。
126.	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレの入口と出口を分け、一方通行の動線とすることを定着させるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の点については、p. 24 のとおり「面積に余裕がある施設においては、トイレの入口と出口を分け、一方通行の動線とすることも有効」としております。
127.	<ul style="list-style-type: none"> ・オストメイト機能がある個室やベビーチェアがある個室など、機能別個室に対する行列の並び方について、ガイドラインに追記をすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いただいたご意見も踏まえ、行列の並び方については、必要に応じ、今後検討させていただきます。
128.	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅などの個室は、内側のドアが便器に当たらないくらいに整備されているところが多い。キャリーケースを使用している場合、より時間を要することになる。便器数を増やした場合、一つの個室の大きさが狭くなってしまいうことも考えられることから、個室の大きさも考慮すべきではないか。 ・扉や壁、便器に衣服があたることもあるため、個室をもう少し広くすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の点については、p. 25 のとおり「個室の円滑な利用を促進するためには、個室の広さを十分確保することが重要」などとしております。
129.	<ul style="list-style-type: none"> ・狭い個室では、特に子連れや荷物の多い利用者が不便を感じるようになる。個室の最低広さの目安を示すべきではないか。 ・個室の広さについて、不便なく利用できるようにするには、個室の壁と便器がどの程度離れている必要があるかなどについて、具体的な数値を記載すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の点については、p. 25 のとおり「個室の円滑な利用を促進するためには、個室の広さを十分確保することが重要」などとしております。 ・いただいたご意見も踏まえ、具体的な個室の広さなどについては、必要に応じ、今後検討させていただきます。
130.	<ul style="list-style-type: none"> ・古い商業施設では、荷物を置いたり、掛けたりする場所がないことが多いため、洋式便器の後ろの棚等にスペースを設けること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の点については、p. 25 のとおり「手荷物や上着を置くことや掛けることができる場所を設けることも有効」としております。

	が有効ではないか。	
131.	・p. 25 について、「手荷物やコートを掛けられる又は置くことができる場所」について、フックの位置が高く、手が届かない場合もあるため、フック等の場所にも留意することを追記してほしい。	・ご指摘を踏まえ、p. 25 のとおり「なお、荷物置き場やフック等の高さ・位置については、多様な利用者に配慮し、手の届く高さ・位置にすることが必要です」と追記いたしました。
132.	・p. 25 について、「手荷物やコートを掛けられる又は置くことができる場所を設けることも有効です」とあるが、「手荷物やコートを掛けられる又は置くことができる場所を設けることで、個室の動作がスムーズとなり、占有時間の短縮に有効です」とすべきではないか。	・ご指摘を踏まえ、p. 25 のとおり「個室の動作をスムーズにし、占有時間を短くするためには、手荷物や上着を置くことや掛けることができる場所を設けることも有効です」と修正いたしました。
133.	・個室の荷物置き場を広くすべきではないか。	・ご指摘の点については、p. 25 のとおり「手荷物や上着を置くことや掛けることができる場所を設けることも有効」としております。荷物置き場の広さについては、各施設における利用者属性等を踏まえ、各施設管理者において適切に判断されるものと考えております。
134.	・和式便器は時間がかかるため、洋式便器とすべきではないか。	・ご指摘の点については、p. 25 のとおり「今後のトイレの整備においては、洋式便器を基本として整備を進めることが重要」としてしております。
135.	・p. 25 について、和式便器を好む人はゼロではないため、「なお、減少しているとはいえ便座に直接肌が触れない和式便器を好む人もいることから、便座クリーナー等を設置することが望ましいです」等の説明を追加すべきではないか。	・行列対策の観点からは、洋式便器を基本とすることが重要であると考えております。その上で、便座クリーナー等の設置の可否については、利用者の声を踏まえ、各施設管理者等において適切に判断すべきものと考えております。
136.	・p. 25 について、「洋式便器を好む人の割合が増加しており、和式便器を好む人の割合は減少しています。和式便器が設置されているトイレにおいては、和式便器が空いているにもかかわらず、利用されずに行列が発生している場合があります。こうした状況を踏まえると、今後のトイレの整備においては、洋式便器を基本として整備を進めることが重要です」とあるが、論理が繋がっていないのではないか。行列が問題であるのは、排便・排尿の都	・和式便器が空いているにもかかわらず、利用されずに行列が発生していることが指摘されており、そうした状況が待ち時間の長時間化を助長している可能性があることから、洋式便器を基本とすることを示しているところです。 ・また、p. 8 の図 1-4、図 1-5 のとおり、多くの方が洋式便器を好む結果となっており、今後、和式便器を基本として整備を進めることは望ましくないと考えております。

	合であり、洋式便器のみに行列ができているのであれば、それは和式便器を避ける程度のハードル以下の問題であり、行列による損失は少ないと考えられる。また、洋式便器に行列ができるのが問題であれば、全て和式便器にすることも検討されるべきではないか。	
137.	・男性小便器のプライバシー確保のため、小便器の間仕切りの設置を盛り込むべきではないか。	・ご指摘の点については、p. 26 のとおり「プライバシー確保の観点からは、小便器の間に衝立（パーティション）を設置することが有効」としております。
138.	・男性用トイレ、女性用トイレのどちらにおいても、便器数と面積を増加させるとともに、男性用トイレのプライバシーの確保を図るべきではないか。	・ご指摘の点については、p. 20 のとおり「必要な便器数が確保できるよう、十分な面積を確保するよう努めることが望ましいです」とするとともに、p. 26 のとおり「プライバシー確保の観点からは、小便器の間に衝立（パーティション）を設置することが有効」としております。
139.	・p. 26 について、小便器のプライバシー確保の観点からは衝立を設置することが有効とあるが、個室でない以上プライバシーの確保は不完全ではないか。	・ご指摘の点については、p. 13 のとおり「男性用トイレにおける大便器数と小便器数の比についても、改めて検討することが必要」としており、大便器の比率を高めることにより対応することも考えられます。
140.	・p. 26 について、湿式清掃には問題があり、乾式清掃により十分清掃が可能であることを明示してほしい。	・ご指摘の点については、p. 26 のとおり「湿式清掃には埃を舞い上げず、こびりついた汚れを落とすことができるといった利点がある一方、清掃に時間を要し、清掃中に床が乾くまで利用を中断させる必要があることなどの課題」、「近年ではトイレの床材の開発が進み、汚れが付きにくく、湿式清掃を行わなくても汚れを除去できるようになっています。このため、行列改善の観点からは、トイレの清掃方法は乾式清掃を基本とすることが考えられます」としております。
141.	・p. 26 について、汚損や詰まり、故障等によっても行列が発生し得る。そのため、便器数の総数だけでなく、実際に使用可能な便器数を維持するための維持管理・予防保全・迅速清掃も重要ではないか。 ・p. 26 について、メンテナンス専門業者にヒアリングを行い、清	・いただいたご意見も踏まえ、維持管理等の手法については、必要に応じ、今後検討させていただきます。

	掃時間を短縮できる計画上の工夫を具体的に提案してはどうか。	
142.	・個室において、スマートフォン・携帯電話等の利用ができないように、トイレ内の電波を制限すべきではないか。	・緊急事態が発生等した場合に外部と連絡をとれるようにすることは必要であり、トイレ内の電波を遮断することは適切ではないと考えております。
143.	・女性便器においても用途別の表示を行うことをガイドラインに示すべきではないか。男性用トイレにおいても大便器で行列ができやすく、仮に小便器がなかった場合には女性と同様に行列になることが明らかであり、女性便器数を増やしても行列は解消しない可能性が高い。そのため、解決策としては、女性便器数を男性便器数より増やすことではなく、女性便器を用途別に分けるべきではないか。	・女性便器は大便器のみであり、用途（排便・排尿）によって分かれておらず、用途によって分けることにより改善を図ることは困難であると考えております。
144.	・個室に入ってから一定時間が経過したら、警告のためにランプを点灯させてもよいのではないか。 ・個室内における着替えや化粧の時間を短縮するために、個室外に占有時間を知らせるタイマーを設置すべきではないか。	・身体が不自由な者など、トイレの利用に時間を要する者がいることに鑑み、個室外に対して、トイレの利用状況を知らせるランプやタイマーを設置することは適切ではないと考えております。
145.	・男女ともに個室の3分以上の占有は少額課金を導入すべきではないか。	・身体が不自由な者など、トイレの利用に時間を要する者がいること等に鑑み、トイレの利用時間に応じて料金を徴収することは適切ではないと考えております。
146.	・空港・鉄道駅・観光地・イベント会場等では、キャリーケースや大きな荷物を伴う利用、外国人利用者、子ども連れ利用者も多いため、荷物置き場やフック、多言語表示、空いているトイレへの案内、地域内トイレのマッピング等を、便器数の議論と一体で進めることを明記すべきではないか。	・ご指摘の点については、第2章において便器数の基準と適用のあり方、第3章において行列改善に向けた取組について、それぞれ記載しているところであり、両方の取組を一体的に推進してまいります。
2. 複数のトイレにおける取組		
147.	・全ての施設に対して、男女別の便器数を公開させ、現地にいかなくとも確認できるようにすべきではないか。	・トイレの位置・便器数を公表する取組については、p.27のとおり「トイレを利用する機会を分散させるため、地域内のトイレの位置をマッピングし、公

		表する取組が有効」としております。
むすびに		
148.	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインは一度で決めて終わりにせず、適宜更新をし続けるべきではないか。 ・一定規模以上の公共施設については、便器数の現況を行政に報告し、集計結果を公開する制度を構築すべきではないか。 ・空気調和・衛生工学会の規準の改定状況及び各施設管理者の対応状況についても定期的にフォローアップし公表することが求められるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の点については、p.28 のとおり「本ガイドラインについても、行列問題の改善状況をフォローアップしながら、必要に応じて関係者の協力も得た上で、継続的な見直しを図ってまいります」としております。 ・ガイドラインを公表した後も、空気調和・衛生工学会における検討状況や各施設管理者等による対応状況等について、フォローアップしてまいります。
149.	<ul style="list-style-type: none"> ・「行列問題の改善状況をフォローアップしながら、必要に応じて関係者の協力も得た上で、継続的な見直しを図ってまいります」とあるが、本件は民間の団体・事業者等に任せるべき内容であり、国が継続して見直しを図る必要はないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年6月に閣議決定された骨太方針2025において、女性用トイレの利用環境の改善に向けた対策の推進が位置付けられており、国として対応することとなっております。その上で、トイレの利用のされ方は、今後の社会情勢の変化等に伴い変わっていくことが予想されます。今般策定したガイドラインについても、行列問題の改善状況をフォローアップしながら、適切に見直しをすることが必要であり、引き続き国が関与する必要があると考えております。
別添資料		
150.	<ul style="list-style-type: none"> ・別添資料に出典を追記すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘を踏まえ、注釈として「※ 国土交通省が、関係府省と連携の上、令和7年8月から9月に調査を実施」を追記いたしました。
その他		
151.	<ul style="list-style-type: none"> ・女性用トイレの個室が満室である場合は、女性が男性用トイレの個室を使用してもよいこととすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・男性が安全・安心にトイレを利用できることも重要であり、女性用トイレの個室が満室になったことをもって、男性用トイレの個室を利用できるようにすることは適切ではないと考えております。
152.	<ul style="list-style-type: none"> ・国や地方公共団体による予算・税制上の支援や技術的な支援についての方向性について、示すべきではないか。 ・一定の条件でトイレを整備した場合には、建築基準法に基づく容 	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレの行列問題の改善の推進にあたり、今後必要となる措置については、引き続き検討してまいります。

	積率・建蔽率の緩和をするなどのインセンティブを設けるべきではないか。	
153.	<ul style="list-style-type: none"> ・女性用トイレに限らず、男性用トイレにおいてもベビーチェアやおむつ替え台などの設備を設置すべきではないか。 ・男性用トイレにおいて、サンタリーボックスの設置を推進すべきではないか。 ・女性用トイレの前に行列ができる可能性がある場所では、男性用トイレの出入口から行列が見えないようにすべきではないか。 ・香りで体調を崩すこともあるため、公共施設のトイレに芳香剤を設置しないようにしてほしい。 ・生理痛や腹痛で立ったまま並ぶことが困難な場合もあるため、混雑により行列に並ばざるを得ないトイレにおいては、待っている間に寄りかけられるポールや座れる椅子を設置してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いただいたご意見については、今後の施策の検討・立案において参考とさせていただきます。